

**2017 年 11 月（第 7 版）（新記載要領に基づく改訂）

*2014 年 1 月 17 日改訂（第 6 版）

医療機器製造販売届出番号：13B1X00274000191

類別及び一般的名称：機械器具（01）手術台及び治療台／手術台アクセサリ

一般医療機器（JMDN コード：70469000）

販売名：固定用具

（多関節アーム〈ダブル〉）

**【禁忌・禁止】

1. 本製品の加工、改造等は絶対に行わないこと。[振動、切削、打刻等により製品を著しく劣化、消耗させ、故障、破損の原因となるため]
2. 関節部の中央ハンドルは、分解したり、外したりしないこと。
3. アルミニウムを使用している製品を洗浄の際は、アルカリ性洗剤や酸性洗剤を使用しないこと。[変色するため]
4. アルミニウムを使用している製品には、超音波洗浄機は使用しないこと。[活性剤にアルカリや酸を含む物が多いため変色する]
5. ハイスピード滅菌、乾熱滅菌、プラズマ滅菌、エチレンオキサイドガス滅菌、放射線滅菌をしないこと。[滅菌不全となるため]

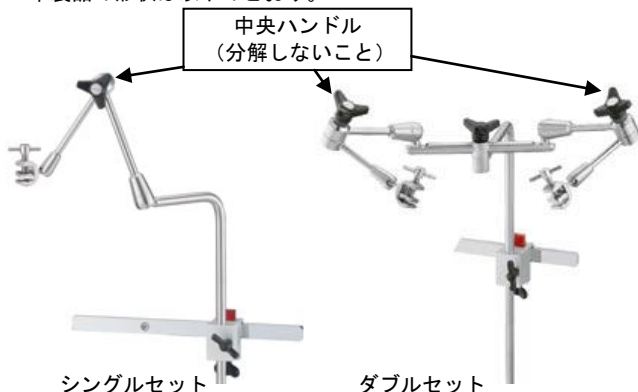
【形状・構造及び原理等】

**1. 原材料／材質：

（多関節アーム）ステンレス鋼、プラスチック
（連結器械ホルダー）ステンレス鋼
（レールクランプベース）アルミニウム、真鍮、ステンレス鋼、プラスチック、クロム鍍金

2. 形状、構造

本製品の形状は以下のとおり。



フレキシブルアームセット〈シングル〉

製品番号	製品名	個数
40-10-1S	多関節アーム〈シングル〉	1
40-10-3	連結器械ホルダー	1
40-10-4	レールクランプベース	1

フレキシブルアームセット〈ダブル〉

製品番号	製品名	個数
40-10-2W	多関節アーム〈ダブル〉	1
40-10-3	連結器械ホルダー	2
40-10-4	レールクランプベース	1

**3. 原理

本製品を用いて、他の装置との接続を可能にする。

【使用目的又は効果】

本製品は、手術台に付属するアクセサリである。

**【使用方法等】

1. 本製品は未滅菌品である。【保守・点検に係る事項】の手順に従い、使用前には必ず点検を行い、洗浄及び滅菌を行うこと。
2. 本製品は手術台に固定し、先端部に接続可能な機器等を接続する。（別紙「取扱説明書」参照のこと）
3. 使用後は、【保守・点検に係る事項】の手順に従い、点検、洗浄及び滅菌を行うこと。

**【使用上の注意】

1. 重要な基本的注意
1) 保持可能な重量を超えないこと。[破損する]
2. 不具合、有害事象
以下の不具合・有害事象が発現する可能性がある。

[重大な不具合]

- ・ 不適切な取り扱い、洗浄、管理による破損、変形、腐食、分解、劣化、変色、屈曲
- ・ 金属疲労による器械器具の破損、分解

[重大な有害事象]

- ・ 不適切な取り扱い、使用方法による血管、神経、軟部組織、筋肉、内臓、骨、若しくは関節の損傷
- ・ 感染症
- ・ 金属アレルギー

以上の有害事象の治療のため、再手術が必要な場合もある。

【保管方法及び有効期間等】

1. 保管方法

- 1) 本製品は、高温、高湿を避け、塵やほこりのない清潔な場所に保管すること。また、水気や薬品、直射日光に曝されないよう細心の注意を払うこと。
- 2) 本製品は保管の際、変形や損傷の原因となりうる硬い物への接触や、衝撃を避けるよう注意を払うこと。

2. 使用期間

【保守・点検に係る事項】の3.に基づき点検した結果、不良箇所が認められたとき及び不良が疑われるとき。

**【保守、点検に係る事項】

1. 洗浄（推奨例）

- 1) 使用後は直ちに洗浄を行うこと。直ちに洗浄できない場合は、蛋白凝固防止剤を噴霧するなどして、汚れが固着しないように予備洗浄すること。
- 2) 関節部の中央ハンドルは締め付けた状態で洗浄する。[中央ハンドルは分解しないこと]
- 3) 多関節アームを液体に浸漬しないこと。
- 4) ステンレス鋼を腐食させる可能性があるため、塩素系の消毒剤の使用は避けること。

- 5) やわらかい洗浄用ブラシ等で入念に洗浄する。洗浄後は血液塊等の異物がないことを確認する。
- 6) 残留洗剤や組織片等がなくなるまで完全脱イオン水（RO水）で十分にすすぎ、清潔な布で水分を拭き取ること。
- 7) 洗浄後は腐食防止のために直ちに乾燥すること。
- 8) 製品は137℃以上の高温に曝さないこと。
- 9) 強アルカリ、強酸性洗剤・消毒剤は器具を腐食させる恐れがあるので、使用を避けること。アルミニウムに付着すると変色する。
- 10) 錆取、熱ヤケ除去作用のある洗浄剤を使用すると、表面光沢が変化する場合がある。
- 11) 金属たわし、クレンザー（磨き粉）等は、器具の表面が損傷するので汚物除去及び洗浄時に使用しないこと。
- 12) 機械洗浄する場合は、各施設での洗浄ガイドラインに従い、洗浄時間、手順等については使用する装置の取扱説明書を遵守すること。洗浄剤の使用は上記の方法に従うこと。
- 13) 超音波洗浄機は使用しないこと。〔活性剤にアルカリや酸を含む物が多いため変色する〕
- 14) 接合部（BOX等）、窓及び穴、中空構造等、隙間部分を有する製品は、隙間部分が適切に洗浄されていることを確認すること。
- 15) 接合部（BOX等）及び可動部を有する製品は動きをスムーズにするために、洗浄、乾燥後に医療用潤滑剤を塗布すること。

2. 滅菌

洗浄を行った後、滅菌処理を必ず行うこと。
 下記の条件、あるいは滅菌装置の製造元、又は施設の定める方法で滅菌を行うこと。
 その際温度は、134℃を超えないこと。また、関節部の中央ハンドルを緩めて滅菌すること。
 中央ハンドルは通常緩めても外れない構造になっているため、無理な力で緩め過ぎないこと。〔中央ハンドルは分解しないこと〕

推奨滅菌条件（日本薬局方より）

滅菌方法	温度	時間
高圧蒸気滅菌	115～118℃	30 分間
高圧蒸気滅菌	121～124℃	15 分間
高圧蒸気滅菌	126～129℃	10 分間

ハイスピード滅菌、乾熱滅菌、放射線滅菌、プラズマ滅菌、エチレンオキシドガス滅菌には適合していない。

但し、クロイツフェルト・ヤコブ病に罹患している、或いはその疑いがある患者の手術を行った場合は、「クロイツフェルト・ヤコブ病感染予防ガイドライン」で推奨されている洗浄・滅菌方法にて処理すること。

3. 使用者による保守点検事項

- 1) 使用前及び使用後は、本製品に汚れ、変形、キズ、ヒビ割れ、破損、ネジ・ピン等の緩み、外れ等がないか、劣化、変色、鍍金のはがれ、機能低下等がないか、動作、外観に異常がないか確認すること。
- 2) 接合部（BOX等）及び可動部分の潤滑が重要であるため、滅菌前に必ず医療用潤滑剤を塗布すること。
- 3) 鉱物油、石油、シリコーンベースの潤滑剤は使用しないこと。
- 4) 必要に応じて点検し器具が正常に動くことを確認すること。その際、破損、機能低下がないか十分点検を行うこと。
- 5) 固定力が低下した場合には保守、点検に出し、自らドライバー等を用いて分解しないこと。
- 6) 関節部の中央ハンドルが外れた場合は、すぐに修理に出すこと。
- 7) 使用を重ねることにより受ける、反復的な応力により金属疲労、及び材料疲労に曝されるため、明らかな疲労が見られる場合は、その器具は破棄し新しい製品と取り替える必要がある。

4. その他の保守点検事項

- 1) 本製品は、必ず定期的な保守、点検に出すこと。また、未使用の場合でも1年に1回は必ず保守、点検に出すこと。
- 2) 本製品は、当社以外の修理業者に修理を依頼しないこと。
- 3) 本文書中で不明な点は、下記連絡先に問い合わせること。

**【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者、製造業者
 株式会社 田中医科器械製作所
 TEL：03-3894-7700
 FAX：03-3894-7795
 URL：<http://www.e-tanaka.co.jp/>